

Q & A

可燃ごみの有料化（指定袋制）にあたり、広報（平成20年9月号から平成21年2月号）に掲載した質問の一部を紹介しています。

Q-1 ごみを減らす必要性ってどんなことがあるの？

A-1 理由は様々ですが、その中でも特に重要な項目を4つ挙げてみます。

- ①家庭から出された可燃ごみは、環境センターで焼却処分されます。焼却するごみの量を減らすことは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出量を減らすことにつながり、環境への負担を減らすことができます。
- ②焼却処分していたごみを減らす（資源に再利用する）ということは、限りある天然資源の有効活用になります。
- ③環境センターの焼却施設は平成4年に竣工して以来、今年で16年が経過しています。一般的に焼却施設の寿命は20年から25年といわれており、ごみの量が減れば、施設を長く使えるとともに、維持管理コストもおさえることができそうです。
- ④環境センターで焼却されたごみは灰となり、大阪湾にある最終処分場に運ばれ、埋め立てています。この最終処分場もあと10年くらいでいっぱいになってしまいます。少しでも長く使用するためにも、ごみの量を減らす必要があります。

Q-2 有料化するなら戸別収集にできないの？

A-2 ごみの収集は、衛生面を考慮し、午前中で収集を終えるよう、ステーション方式（10軒を目安に1ヶ所）を原則としています。これを見直し、戸別収集に変更するとすると、設備投資や作業員の増など収集コストの増加は避けられないことから、現状では戸別収集にすることは難しいと考えています。住民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

Q-3 剪定した植木の枝等は自宅などで燃やしていいの？

A-3 ごみの焼却（野焼きや法律等の基準を満たしていない焼却炉での焼却）は、法律で禁止されており、違反した場合は、警察に検挙され、罰則が適用されます。ごみの焼却行為は、近隣住民の迷惑になることはもちろん、環境に大きな影響を与えますので絶対にしないでください。

Q-4 自分の持っている田畑に不法投棄されたのですが、どうすればいいのですか？

A-4 不法投棄は犯罪です。不法投棄者が判明すれば不法投棄者本人に撤去させることができますが、判明しない場合は、土地所有者（管理者）が自らの責任でごみを処理しなければなりません。田畑や山林、駐車場や空地などの土地を所有（管理）している方、マンションやアパートなどの共同住宅を所有（管理）している方は、日ごろから不法投棄の防止対策を講じていただくようお願いします。

